

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和3年3月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月度の受付台数は17,827台で前年同月比102.3%です。また新型コロナウイルス感染防止に向けた窓口対応時間の短縮及び窓口での報告書受付業務の停止については、当面の間継続させていただきますので宜しくお願いします。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 月報送付の終了について（再掲載）

令和2年9月月報でお知らせさせていただきましたが、月報の郵送による送付は本年度（令和3年3月分）で終了させていただきますので、令和3年4月分（令和3年5月10日掲載予定）より協議会ホームページで閲覧願います。（ホームページ更新しています。）なおメールによる配信をご希望でしたら、会社名、送信先メールアドレス、氏名及び「月報のメール配信を希望する」を記載の上、下記メールアドレスに送信願います。またメールによる配信先は1社5名までとさせていただきますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

近畿ブロック昇降機等検査協議会メールアドレス kinki-block@kbskk.or.jp

2. 新建物用途について

令和2年10月及び令和3年1月に掲載しました新建物用途は、4月の提出分より随時変更して提出してください。なお中分類については令和4年度以降削除予定です。

例）“商業施設（スーパー）”の記載はスーパーを削除し“商業施設”となります。

旧建物用途がその他（飲食店、斎場、礼拝所等）の場合で、新旧併記がない場合は協議会で変更は行いませんので、ご承知おきください。

例）旧建物用途がその他（飲食店）の場合 旧記載“飲食店” 新記載“商業施設”となりますが、新旧併記がない場合は“飲食店”のままとなります。

但し、新旧併記が旧建物用途に分類される場合は、協議会で新建物用途に変更して登録させていただきます。

例）旧建物用途“事務所”で新建物用途“大学”と記載の場合、協議会登録は“教育施設”となります。 ※新建物用途の詳細は令和3年1月月報を参照願います。

3. 要是正判定報告書の特記事項欄記入要領について

要是正判定報告書の特記事項欄にある「指摘の具体的内容等」及び「改善策の具体的内容等」については、具体的な内容になっていない場合や、改善策が指摘内容に合っていない場合が散見されています。下記に記入例を掲載しますので、特記事項欄記入不良の改善をお願いします。なお今後あきらかな間違いについては返却させていただきます。

（良い例）

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
3.12	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	電源遮断時、停電灯が点灯しない	バッテリー交換	(R3.5)

（悪い例）指摘内容が状況になっていない。指摘に対する改善策が合っていない。

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
3.12	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	バッテリー不足	現行法に合わせた施工	(R3.5)

以上